

令和3年度奈良県計画に関する 事後評価

令和7年1月
奈良県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った（医療分）

・令和6年2月19日の医療審議会でその時点までの実施内容について報告を行った。

行った（介護分）

・令和6年9月2日開催の協議会でその時点までの実施内容について報告を行った。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

・特になし。

2. 目標の達成状況

令和3年度奈良県計画に規定する目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■奈良県全体（目標と計画期間）

1. 目標

奈良県においては、医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

既に導入済みの情報収集及び指標算出システムを活用し、各病院の医療提供状況等の分析評価を行うとともに、地域における病院の役割等について関係病院と協議を行い、病床の機能分化と病院間の連携の強化を図る。

医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、病床規模の適正化を伴う施設・設備の整備に対して支援を行う。

・ 地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

高度急性期 1,275 床

急性期 4,374 床

回復期 4,333 床

慢性期 3,081 床

（2）居宅等における医療の提供に関する目標

奈良県においては、高齢化社会のおとずれや疾病構造が慢性疾患を中心に変化していくことにより、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、終末期を含め、在宅で介護や医療サービスを受けることを希望する高齢者も多いことから、円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制構築など、以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

訪問看護の推進を図るため、訪問看護関係者で構成する訪問看護推進協議会を開催するとともに、訪問看護を担う人材の育成を図るための研修会を実施する。

また、大学と病院が連携して、将来県内で在宅看護の業務に従事しようとする者に奨学金を貸与し、在宅看護に関する教育プログラムを実施する制度に対して、補助金を交付することにより、将来の在宅人材確保のインセンティブを与える。

- ・ 在宅看取り率の向上（H29：24.1%→R2：25.0%）
- ・ 在宅療養支援診療所数の向上（H30.10 末：162 件→R2 末：180 件）
- ・ 県内訪問看護ステーション看護職員数の増加（H30：692 人→R2 末：890 人）
- ・ 訪問歯科診療件数の増加（H30：503 件→R2：600 件）
- ・ がん患者在宅死亡割合の増加（H26：16.4%→H30：20.5%）

（3）介護施設等の整備に関する目標

老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、介護施設等を1施設創設することを条件に、広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う。

介護施設等の開設時に必要な準備経費に対して支援を行うことにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制を整備する。

介護職員の負担を軽減するために介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する。

介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備する。

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように共生型サービス事業所を整備する。

介護人材を確保するため、介護施設に勤務する職員の宿舍を整備する。

□ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備支援

特別養護老人ホーム 2カ所

介護老人保健施設 2カ所

・開設準備経費に対する支援

特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 1カ所

特定施設入居者生活介護の開設準備経費に対する支援 4カ所

訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 1カ所

・介護施設等の大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援

特別養護老人ホーム 4カ所

介護老人保健施設 2カ所

認知症高齢者グループホーム 3カ所

・看取り環境整備支援

特別養護老人ホーム 4カ所

養護老人ホーム 1カ所

介護老人保健施設 1カ所

認知症高齢者グループホーム 2カ所

小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所

・共生型サービス事業所の整備 2カ所

・介護職員の宿舍施設整備事業 14カ所

(4) 医療従事者の確保に関する目標

以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決することを目標とする。

- ・ 医師の偏在を解消するための取組の促進
- ・ 医療従事者にとって働きやすい職場環境の整備のための取組を促進
- ・ 看護職員の養成、定着促進、離職防止及び復職支援のための取組の促進
- ・ 臨床研修医マッチング者数の高水準の維持 (R2：121人)
- ・ 医師配置システムによる医師配置・派遣数の増加 (R1：43人→R2：51人)
- ・ 分娩1,000件あたりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 (H30：8.9人→R2：9.0人)
- ・ 糖尿病性腎症による新規透析導入患者数の減少 (H26～H28平均：197人→H29～R2平均：減少)
- ・ 県内病院新人看護職員離職率 (H29：7.5%→R2：7.5%)
- ・ 県内の認定看護師数の増加 (H30：212人→R2：250人)
- ・ 看護師等養成所運営費補助対象施設卒業生の県内就業率 (H31：52.7%→R2：55%以上)
- ・ 県内看護職員就業者数 (H30：15,898人→R3：17,355人)
- ・ 病院内保育所保育児童1名あたり24時間保育＋休日保育日数

(H30 : 15.0 日 / 名 → R3 : 18.0 日 / 名)

- ・ 小児科 2 次救急輪番病院数 (H30 : 13 機関 → R2 : 13 機関を維持)
- ・ 小児 2 次輪番病院の外来患者数 (H30 : 4,876 人 → R2 : 4,750 人)
- ・ DMAT チーム数 (R1 : 26 チーム → R2 : 28 チーム)

(5) 介護従事者の確保に関する目標

介護現場における人材不足の改善に向け、介護従事者の増加を目標とする。

県、奈良労働局、県福祉人材センター、介護事業の経営者、職能団体、養成機関、教育団体等で構成する協議会において、調査分析や施策の検討などを行い、県、市町村、民間団体における様々な取組を推進する。

(参入促進)

本県の介護分野の有効求人倍率は 5.20 倍 (R3 年 6 月) と全国平均 4.39 倍を大きく上回る状況にある。改善に向け、介護職の仕事の魅力とやりがいを発信するとともに、きめ細やかな就労斡旋などを実施する。

- ・ マッチングの機能強化 (相談支援の専門員 5 名配置)
- ・ 地域への介護職の魅力発信 (講座の開催)
- ・ 若者、女性、中高年齢者層に対する介護の基礎的な研修実施 (職場体験など)
- ・ 介護職員初任者研修資格取得支援
- ・ 福祉・介護の就職フェアの開催 (求人情報や資格取得情報等を提供)

(資質の向上)

有資格者に対して資質向上やキャリアアップのための研修やリーダー育成のための研修を行う。また、潜在的有資格者に対しては、離職後のフォローができていないため、再就労につなげるための研修等の実施によるアプローチを行う。

- ・ 介護人材のキャリアアップ研修の実施
- ・ 潜在介護福祉士の再就業支援 (講座の開催、啓発パンフレットの作成)
- ・ 認知症サポート医の養成
- ・ 認知症介護、認知症介護指導者研修の実施
- ・ OT 等指導者の養成

(労働環境・処遇の改善)

介護職員は、勤務環境や処遇が問題となって離職することが多いことから、離職防止のために介護職員と介護事業所双方への支援や働きやすい環境づくりに取り組む。

- ・ 早期離職防止のための OJT 支援
- ・ 雇用管理改善のためのセミナーの開催等を支援
- ・ 認知症介護指導者研修に係る負担軽減
- ・ 介護事業所等におけるインターンシップ等の導入促進
- ・ 介護ロボット・ICT 導入等に対する支援
- ・ 外国人留学生や福祉系高校の学生、他業種からの転職者に対する修学資金の貸与
- ・ 外国人受入体制の構築及び受入環境の整備支援
- ・ 若手職員の離職防止のための交流会の開催等を支援

2. 計画期間

令和 3 年度～令和 5 年度

■奈良県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・医療機関が、地域の関係者間の合意の上、奈良県地域医療構想に即した病床機能再編の実施に伴い、減少する病床に応じた給付金を支給することで過剰な病床を削減。
（単独支援給付金支給事業）

（2）居宅等における医療の提供に関する目標

- ・在宅看取り率（自宅＋老人ホーム）の向上：（R3）28.5%
- ・在宅療養支援診療所数の向上：180件（R4.10）
- ・訪問歯科診療件数（延べ患者数）：238件（R4.9末値）
- ・歯科診療機器の貸出件数 126件（R4.9末値）

（3）介護施設等の整備に関する目標

- ・開設準備経費に対する支援
介護医療院の開設準備経費に対する支援 1カ所
- ・介護施設等の大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援
特別養護老人ホーム 4カ所
介護老人保健施設 2カ所
認知症高齢者グループホーム 1カ所
- ・看取り環境整備支援
特別養護老人ホーム 4カ所
養護老人ホーム 1カ所
介護老人保健施設 1カ所
認知症高齢者グループホーム 2カ所
小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所
- ・介護職員の宿舍施設整備事業 3カ所

（4）医療従事者の確保に関する目標

- ・分娩 1,000 件あたりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数
（H30：8.9 人→R3：9.4 人）
- ・糖尿病性腎症による新規透析導入患者数
（H26～H28 平均：197 人→H29～R2 平均：213 人）
- ・小児科 2 次救急輪番病院数（H30：13 機関→R3：14 機関へ拡大）
- ・小児 2 次輪番病院の外来患者数（H30：4,876 人→R3：4,880 人）
- ・DMAT チーム数（R1：26 チーム→R3：21 チーム）

（5）介護従事者の確保に関する目標

（参入促進）

- ・マッチングの機能強化（相談支援専門員配置数 R2：5 人→R3：5 人）
- ・地域への介護職の魅力発信（フリーペーパーの発行 年 4 回、R3：50,000 部）
- ・若者、女性、中高年齢者層に対する介護の基礎的な研修実施（職場体験 R2：151 人→R3：178 人 元気なシニアに対する入門的研修受講者数 R2：56 人→R3：56 人）
- ・介護職員初任者研修資格取得支援（受講者数 R2：228 人→R3：744 人）
- ・福祉・介護の就職フェアの開催（R2：5 回→R3：3 回）

（資質の向上）

- ・ 介護人材のキャリアアップ研修の実施（受講者数 R2：515人→R3：1,773人）
- ・ 潜在介護福祉士の再就業支援（研修受講者数 R2：87人→R3：178人）
※H27当初分で実施
- ・ 認知症サポート医の養成（R2末時点：2,310人→R3末時点：2,424人）
- ・ O T等指導者の養成（受講者数 R2：319人→R3：411人）

（労働環境・処遇の改善）

- ・ 雇用管理改善の取組みのためのセミナー開催、相談支援（R2：1法人→R3：3法人）
- 認知症介護、認知症介護指導者研修の実施（受講者数 R2：83人→R3：218人）
- ・ 介護ロボット・ICT導入に対する支援
（介護ロボット導入事業者数 R2：18法人→R3：8法人）
（ICT導入事業者数 R2：6法人→R3：13法人）
- ・ 外国人留学生への奨学金の給付等
（支援法人数 R2：3法人（51人）→R3：3法人（82人））
- ・ 外国人受入体制の構築及び受入環境の整備（セミナーの開催、日本語学習支援等）
（説明会の開催 R3:2回）
- ・ 外国人留学生の日本文化体験（R3:4人）
- ・ 若手職員の離職防止のための交流会の開催（R3：4回）

2. 見解

- ・ 地域医療構想実現に向けた事業を行うことで、地域における病院の役割等について県内病院の意識共有及び病床の機能分化が進み、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築が一定図られた。
- ・ また、県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス施設が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が進んだ。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策においても一定程度成果をあげた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止したことにより目標に到達しなかった事業については、事業ごとに効果や有効性を検証し、それらを踏まえた上で改善を図り、より良い事業となるよう検討していく。

3. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■奈良・東和・西和・中和・南和（目標と計画期間）

1. 中央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

（2）居宅等における医療の提供に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

（3）介護施設等の整備に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

（4）医療従事者の確保に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

（5）介護従事者の確保に関する目標

奈良県全体の目標と同じ

2. 計画期間

令和3年度～令和5年度

□奈良・東和・西和・中和・南和（達成状況）

1. 目標の達成状況

奈良県全体の達成状況と同じ

2. 見解

奈良県全体の達成状況と同じ

3. 目標の継続状況

令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和3年度奈良県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況を記載。

| | | |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | |
| 事業名 | 【No. 27 (医療分)】 がん医療機能分化連携推進事業 | 【総事業費】 5,658 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全圏域 | |
| 事業の実施主体 | 奈良県立医科大学 | |
| 事業の期間 | 令和4年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 本県のがん死亡率(75歳未満年齢調整)は低下しているが、さらに「がんで亡くならない県、日本一」を目指すため、県内での「ゲノム医療」等の新たながん医療に対応する体制整備が必要となっている。 アウトカム指標：がん75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対) R4:62.3 | |
| 事業の内容(当初計画) | 奈良県立医科大学に設置した「腫瘍内科学講座」に対し、がん薬物療法専門医や、県内のがん治療水準の向上、医療施設間のネットワーク化に係る調査・研究等講座運営に必要な経費を補助する。 | |
| アウトプット指標(当初の目標値) | 県内がん薬物療法専門医 R1:5人 → R6:12人 県内がんゲノム医療拠点病院の指定 現在:0医療機関 → R6:1医療機関 県内がんゲノム医療連携病院の指定 現在4病院 → R6:5医療機関 | |
| アウトプット指標(達成値) | 県内がん薬物療法専門医:15人 県内がんゲノム医療拠点病院の指定:1医療機関 県内がんゲノム医療連携病院の指定:4医療機関 | |
| 事業の有効性・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標: がん75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)R5:59.0 | |
| | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>がん薬物療法専門医を育成、県内がん診療連携拠点病院へ配置し、専門医の空白地域を解消することで、県内のがんゲノム医療、薬物療法に係る医療施設間の機能分化及びネットワーク化を図った。また、令和5年度から奈良県立医科大学附属病院ががんゲノム医療拠点病院の指定を受けることとなった。今後、検査か</p> | |

| | |
|-----|---|
| | <p>ら治療まで自施設で完結できる県内のがんゲノム医療拠点病院を中心に、がんゲノム医療を適切に受けられる体制を整えることで、県内のがん治療水準が向上し、更なる年齢調整死亡率の低下が見込まれる。</p> <p>なお、県内がんゲノム医療連携病院の指定は目標値には届いていないが、これは奈良県立医科大学附属病院が「がんゲノム医療連携病院」の指定から「がんゲノム医療拠点病院」の指定に移ったためである。今後も目標値達成のため、引き続き、奈良県立医科大学附属病院を中心としたがんゲノム医療連携体制を整備していく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医療連携体制の推進及び主要な機能を担う医療機関として、都道府県がん診療連携拠点病院の指定を受け、専門的ながん診療機能を有し、かつ、県内唯一の医師教育機関である奈良県立医科大学に上記講座を設置運営し、事業を実施することで、効率よく県内のがん薬物療法専門医を増加させることができた。</p> |
| その他 | |

| | | |
|---------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 介護施設等の整備に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.1】 奈良県介護施設等整備事業 | 【総事業費】 3,270 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県圏域 | |
| 事業の実施主体 | 市町村又は民間団体等 | |
| 事業の期間 | 令和3年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | <p>高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 2カ所 介護老人保健施設 2カ所 ・開設準備経費に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 1カ所 特定施設入居者生活介護の開設準備経費に対する支援 4カ所 訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 1カ所 介護医療院の開設準備経費に対する支援 1カ所 ・介護施設等の大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 4カ所 介護老人保健施設 2カ所 認知症高齢者グループホーム 3カ所 ・看取り環境整備支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 4カ所 養護老人ホーム 1カ所 介護老人保健施設 1カ所 認知症高齢者グループホーム 2カ所 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 ・共生型サービス事業所の整備 2カ所 ・介護職員の宿舎施設整備事業 14カ所 | |
| 事業の内容（当初計画） | <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、介護施設等を1施設創設することを条件に、広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う。 ・介護施設等の開設時に必要な準備経費に対して支援を行うことにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制を整備する。 ・介護職員の負担を軽減するために介護施設等の大規模修繕の際 | |

| | |
|-------------------------|--|
| | <p>にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備する。 ・障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように共生型サービス事業所を整備する。 ・介護人材を確保するため、介護施設に勤務する職員の宿舎を整備する。 |
| <p>アウトプット指標（当初の目標値）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 2カ所 介護老人保健施設 2カ所 ・開設準備経費に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 1カ所 特定施設入居者生活介護の開設準備経費に対する支援 4カ所 訪問看護ステーションの大規模化に対する支援 1カ所 介護医療院の開設準備経費に対する支援 1カ所 ・介護施設等の大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 4カ所 介護老人保健施設 2カ所 認知症高齢者グループホーム 3カ所 ・看取り環境整備支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 4カ所 養護老人ホーム 1カ所 介護老人保健施設 1カ所 認知症高齢者グループホーム 2カ所 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 ・共生型サービス事業所の整備 2カ所 ・介護職員の宿舎施設整備事業 14カ所 |
| <p>アウトプット指標（達成値）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・開設準備経費に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 介護医療院の開設準備経費に対する支援 1カ所 ・介護施設等の大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 4カ所 介護老人保健施設 2カ所 認知症高齢者グループホーム 1カ所 ・看取り環境整備支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 4カ所 養護老人ホーム 1カ所 介護老人保健施設 1カ所 認知症高齢者グループホーム 2カ所 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 |

| | |
|------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の宿舎施設整備事業 3カ所 |
| 事業の有効性・効率性 | <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設準備経費に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 介護医療院の開設準備経費に対する支援 1カ所 ・介護施設等の大規模修繕にあわせて行う介護ロボット導入支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 4カ所 介護老人保健施設 2カ所 認知症高齢者グループホーム 1カ所 ・看取り環境整備支援 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 4カ所 養護老人ホーム 1カ所 介護老人保健施設 1カ所 認知症高齢者グループホーム 2カ所 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 ・介護職員の宿舎施設整備事業 3カ所 <p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設の開設準備経費に対する支援を行うことにより、開設時における安定した質の高いサービスの提供が図られた。 ・介護ロボット・ICTの導入を支援することにより、介護職員の負担軽減が図られた。 ・看取り環境整備に対する支援を行うことにより、施設における看取りや家族の宿泊等の対応のための環境の整備が図られた。 ・介護職員の宿舎施設整備に対する支援を行うことにより、介護人材確保のため、介護職員が働きやすい環境の整備が図られた。 <p>(2) 事業の効率性</p> <p>調達方法や手続について行政の手法を紹介することで、一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化が図られた。</p> |